

# 医業トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikei.com/>



院内体制は整っていますか？

## 改正育児・介護休業法のポイント



改正育児・介護休業法が平成 29 年 1 月 1 日から施行されます。今回の改正は、介護する労働者や、非正規労働者の介護休業・育児休業の取得促進や妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、ハラスメントの防止を目的としています。改正のポイントと院内体制再点検のポイントを紹介します。

### 改正のポイント

育児	有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和 対象となる子の範囲拡大（養子縁組里親に委託されている子等も含みます）
介護	介護休業を通算 93 日まで 3 回を上限として分割取得可能 介護のための所定外労働の免除制度の創設（残業の免除が受けられる制度） 介護のための所定労働時間の短縮等
共通	子の看護休暇、介護休暇（5 日、2 人以上 10 日）の半日単位での取得可能 いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

### 院内体制の再点検のポイント

**職員が育児や介護で悩んでいませんか？**

介護関連の公的支援を把握し、職員の相談に乗るなどして、介護離職を防ぎましょう。

「仕事の交換」を行い、マニュアルを作成

その人しか分からない、という仕事をつくらないように、不測の事態に備えましょう。

**育児・介護休業中は無給でよい**

育児・介護休業中は無給でよく、短縮した時間や、休暇も同様です。

育児・介護により休業した場合は、休業開始前の給与の 67% が、休業した本人に支払われる給付金（雇用保険の助成金）があります。

**育児・介護休業規定を整える**

育児・介護について就業規則に記載します。常時 10 人以上の労働者を使用している事業所では労働基準監督署に届け出ます。就業規則に入れるとボリュームがあるので、分冊が一般的です。